

## 訪問介護・訪問介護相当サービス 重要事項説明書

### 1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	有限会社 WORLD ONE
代表者名	代表取締役 金林 靖彦
所在地・連絡先	(所在地) 京都府南丹市日吉町上胡麻辻ノ本17番地 (TEL) 0771-74-5020 (FAX) 0771-74-5016

### 2 事業所の概要

#### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	ヘルパーステーション ふわりい
所在地・連絡先	(所在地) 京都府南丹市日吉町上胡麻辻ノ本17番地 (TEL) 0771-74-5020 (FAX) 0771-74-5016
事業所番号	2673400251
管理者の氏名	金林 靖彦

#### (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分			
		常勤(人)		非常勤(人)	
		専従	非専従	専従	非専従
管理者	1	1			
サービス提供責任者 兼訪問介護員	1	1			
訪問介護員	8			8	

#### (3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	南丹市（美山町、園部町仁江、竹井、宍人、殿谷以南除く）。 ただし、訪問介護相当サービスにあつては、南丹市（美山町、園部町仁江、竹井、宍人、殿谷以南除く）、亀岡市（東別院町、西別院町、畑野町、本梅町、東本梅町除く）の区域。
------------	---

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	月曜～金曜
営業時間	9:00～17:00

※ 営業しない日：土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日

サービス提供日	359日
サービス提供時間	8:00～18:00

3 サービスの内容

	内容等	種類等
1 身体介護	本人の身体に直接触れて行い、ADLや意欲向上のため利用者と共にを行う自立支援のためのサービスも含まれます。 必要な準備や後始末、日常生活を営む上で必要な活動に対する介助です。	食事介助
		入浴介助
		排泄介助
		見守りの援助など
2 生活援助	身体介護以外の訪問介護であって、日常生活の援助であり、本人が単身、家族が障害等のため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われる援助です。 ※次のような行為は家事援助に含まれません。 ①商品の販売・農作業等生業の援助的な行為 ②直接、本人の日常生活援助に属しないと判断される行為	買物援助
		調理援助
		掃除援助
		洗濯援助など
3 事業所間の連携	利用者本人の生活安定のため、異変の早期発見や関係事業所間での情報共有を図ります。	

■ 訪問介護計画（訪問介護相当サービス計画）の作成及び評価等

担当のサービス提供責任者が、居宅サービス計画（介護予防サービス計画、介護予防マネジメント計画）（以下「居宅サービス計画等」という。）に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問介護計画（訪問介護相当サービス計画）を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

4 費用

介護保険の適用がある場合は、ご利用者の負担割合（負担割合証で確認）に応じた負担額となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、保険者への介護給付費請求に必要なサービス提供証明書を発行します。

**【料 金 表】**

**■訪問介護** [対象者：要介護1～5の方]

※利用者負担額は1割で算出 (地域区分 1単位：10円)

サービス内容		サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
身体介護	20分未満	163単位	1630円/回	163円/回
	20分以上 30分未満	244単位	2440円/回	244円/回
	30分以上 1時間未満	387単位	3870円/回	387円/回
	1時間以上 ※ 所要時間1時間から計算して30分を増すごとに加算	567単位 ※82単位	5670円/回 ※820円/回	567円/回 ※82円/回
生活援助	20分以上 45分未満	179単位	1790円/回	179円/回
	45分以上	220単位	2200円/回	220円/回

※ 身体介護に引き続き20分以上の生活援助中心の訪問介護を行った場合、所要時間が20分から起算して、25分を増すごとに65単位を加算。(195単位を限度)

**■訪問介護加算項目**

夜間（午後6時から午後10時） 早朝（午前6時から午前8時）の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜（午後10時から午前6時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

加算項目	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
初回加算	200単位	2000円/月	200円/月
特別地域加算	月々の報酬単価合計額に15%乗じた額		
中山間地域等サービス提供加算	月々の報酬単価合計額に5%乗じた額		
処遇改善加算Ⅲ	月々の総単位数に18.2%乗じた額		

**■訪問介護相当サービス** [対象者：要支援1・2、事業対象者の方]

南丹市・亀岡市 利用者負担額は1割で算出(地域区分1単位：10円 ※亀岡市10.42円)

サービス内容		サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
事業対象者 要支援1 要支援2	訪問型サービス (Ⅰ)	週1回程度の訪問	1176単位	11760円/月 1176円/月
	訪問型サービス (Ⅱ)	週2回程度の訪問	2349単位	23490円/月 2349円/月

要支援2	訪問型サービス (Ⅲ)	週に(Ⅱ)に掲げる回 数を超える訪問	3727単位	37270円/月	3727円/月
------	----------------	-----------------------	--------	----------	---------

京丹波町 利用者負担額は1割で算出(地域区分1単位:10円)

サービス内容		サービス単位	サービス 利用料金	利用者負担額	
事業対象者 要支援1 要支援2	訪問型サービス (Ⅳ)	週1回程度の訪問 (1月で4回まで)	268単位	2680円/回	268円/回
	訪問型サービス (Ⅴ)	週2回程度の訪問 (1月で5回~8回ま で)	272単位	2720円/回	272円/回
要支援2	訪問型サービス (Ⅵ)	週2回を超える程度 (1月で9回~12回ま で)	287単位	2870円/回	287円/回
	訪問型サービス (Ⅲ)	週2回を超える程度 (1月で13回以上)	3727単位	37270円/月	3727円/月

#### ■訪問介護相当サービス加算項目

加算項目	サービス 単位	サービス 利用料金	利用者負担額
初回加算	200単位	2000円/月	200円/月
特別地域加算	月々の報酬単価合計額に15%乗じた額		
中山間地域等サー ビス提供加算	月々の報酬単価合計額に5%乗じた額		
処遇改善加算Ⅲ	月々の総単位数に18.2%乗じた額		

- ※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問介護サービス計画等に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。
- ※ 利用者様の身体的理由もしくは暴力行為等の事情があり、かつ、利用者様又はそのご家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は、2人分の料金となります。(訪問介護相当サービスは除く。)

#### ■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。  
それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。  
なお、自動車等を使用した場合は、次の交通費をいただきます。

通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道5km未満	100円
通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道5km以上10km未満	500円
通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道10km以上	900円

※ 以降は、3km毎に100円を加算する。

## ■その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

## ■キャンセル料（訪問介護相当サービスを除く。）

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用提供時間までに申出があった場合	無 料
利用提供時間までに申出がなかった場合	介護報酬相当額

## ■利用料等のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたします。

お支払い方法につきましては、契約時に確認した方法でお願いします。入金確認後、領収証を発行します。

## 5 事業所の特色等

### (1) 事業の目的

有限会社 WORLD ONE が開設する指定訪問介護事業所「ヘルパーステーション ふわりい」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護（指定訪問介護相当サービス）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態（訪問介護相当サービスにあっては要支援状態）にある要介護者（要支援者）（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問介護（訪問介護相当サービス）サービスを提供することを目的とする。

### (2) 運営方針

- 1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定訪問介護事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 3 指定訪問介護相当サービス事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護相当サービス計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に

関する条例」（平成 24 年京都府条例第 27 号）並びに（平成 29 年南丹市告示第 52 号）等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) その他

従業員研修を年間計画書に基づき実施。介護技術向上の研修を行っています。

## 6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	窓口責任者 金林靖彦 受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 連絡先 TEL 0771-74-5020 FAX 0771-74-5016
南丹市高齢福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15 電話番号：0771-68-0006
亀岡市高齢福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15 電話番号：0771-25-5182
京丹波町福祉支援課	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15 電話番号：0771-82-1800
京都府南丹保健所 保健課	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：0771-62-4752
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-354-9090

(2) 苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- ①相談及び苦情の申し出に対し受け入れ、記録に記すと共に管理者等へ報告。
- ②管理者等が担当職員からの聞き取り等を行い、事実調査、並びに対応方法の検討を行う。
- ③対応方法の検討結果に対し、迅速に電話や訪問等で事情説明や当方の不手際によるものであれば謝罪を行う。
- ④対応結果を記録に記し、会議等にて全職員に周知。再発防止の徹底を図る。

## 7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救

急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターへ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

## 8 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター、市町村及び京都府に連絡を行います。

## 9 風水害及び大規模災害、感染症蔓延時の対応方法

風水害等の発生及びそれらの発生が予測される場合は、休止や訪問日時、サービス内容等の変更をお願いする場合があります。また感染症蔓延時においても、同様に変更をお願いする場合があります。予め、ご理解ご了承の程、お願いします。

## 10 個人情報の保護及び秘密の保持

※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

## 11 虐待防止及び身体拘束禁止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止及び身体拘束禁止に関する責任者を選定しています。

虐待防止等に関する責任者	代表取締役	金林 靖彦
--------------	-------	-------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止等を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 12 サービスの第三者評価の実施状況

※ 実施なし

## 13 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際は、介護保険被保険者証及び負担割合証を提示してください。

また、介護保険被保険者証等に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所や負担割合などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	( )
	住所	
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院(診療所)名	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	

■担当のサービス提供責任者

あなたを担当するサービス提供責任者は、\_\_\_\_\_ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問介護・訪問介護相当サービスのサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明・交付年月日： 令和 年 月 日

事業者	所在地	京都府南丹市日吉町上胡麻辻ノ本 17 番地
	事業者名	有限会社 WORLD ONE
	事業所名	ヘルパーステーション ふわりい
	事業所番号	2673400251
	代表者名	代表取締役 金林 靖彦

説明者	職名	
	氏名	

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

同意年月日： 令和 年 月 日

利用者本人	住所	
	氏名	

(署名・法定)代理人	住所	
	氏名	